

水戸市マンション管理士派遣事業実施要項

(令和7年6月10日)

(水戸市告示第254号)

(目的)

第1条 この要項は、予算の範囲内において、第3条に規定する派遣事業を実施することについて必要な事項を定めることにより、市内の管理組合等による分譲マンションの適正な管理等を促進し、市民の良好な居住環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。
- (3) 管理組合等 管理組合若しくは法第2条第4号に規定する管理者等又は管理組合のない若しくは同号に規定する管理者等が選任されていない分譲マンションの区分所有者をいう。
- (4) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(派遣事業)

第3条 市長は、市内の分譲マンションに係る次の各号に掲げる事項に対し、助言をするため、市長が適当と認めるマンション管理士により構成された団体（以下「マンション管理士団体」という。）に所属するマンション管理士を当該分譲マンションの管理組合等に派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を行う。

- (1) 管理組合の運営、管理規約等に関する事項
- (2) 管理費、修繕に係る積立金その他の財務に関する事項
- (3) 管理の委託に関する事項
- (4) 修繕の計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 派遣事業は、同一の管理組合等につき、一の年度に3回を限度とし、1回当たりの時間は2時間を限度とする。

(派遣事業に係る会場等)

第4条 管理組合等は、派遣事業を受けるときは、その会場を用意するものとする。

2 前項の会場の用意に要する費用は、当該管理組合等が負担しなければならない。

(申請)

第5条 派遣事業を受けようとする管理組合等は、マンション管理士派遣申請書（様式第1号）により、派遣事業を受けようとする日の2週間前の日までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該年度の2月末日まで受け付けるものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、マンション管理士団体と日程等を協議し、マンション管理士派遣決定通知書（様式第2号）を当該申請をした管理組合等に通知するものとする。

（辞退）

第7条 前条の規定による決定（以下「派遣決定」という。）を受けた管理組合等（次条において「派遣決定を受けた管理組合等」という。）は、派遣事業を受けることを辞退するときは、当該派遣事業を受ける日の1週間前の日までに、マンション管理士派遣事業辞退届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（取消し）

第8条 市長は、派遣決定を受けた管理組合等が偽りその他不正の手段により派遣決定を受けたときは、当該派遣決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、マンション管理士派遣決定取消通知書（様式第4号）により、当該派遣決定の取消しをした管理組合等に通知するものとする。

（結果報告）

第9条 マンション管理士団体は、派遣事業を行った日から2週間後の日までに、マンション管理士派遣事業結果報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（派遣に係る費用の支払い）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認の上、別に定めるところにより派遣事業に係る費用をマンション管理士団体に支払うものとする。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

水戸市長

様

マンション管理士派遣申請書

マンション管理士の派遣を受けたいので、水戸市マンション管理士派遣事業実施要項第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

管 理 組 合 等 の 名 称							
申 請 者	氏 名				役 職		
	住 所	(〒 -)					
	電話番号						
	メールアドレス						
マ ン シ ョ ン 情 報	竣 工 年	年	棟 数	棟	階 数	階	
	戸 数	居住用 () 戸 ・ 店舗等 () 戸					
相 談 内 容							
派 遣 希 望 日 時 (申請日の 2 週間後以降の日)	第 1 希望	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時から	
	第 2 希望	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時から	
	第 3 希望	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時から	
派 遣 希 望 場 所							
参 加 予 定 人 数	名						

- ・派遣時間は、1 回につき 2 時間以内です。
- ・派遣決定後に、担当するマンション管理士から電話等による連絡があります。相談内容及び場所等の詳細について打合せ願います。
- ・派遣場所の準備や経費負担（会場代等）は申請者にてお願いします。
- ・本申請書は、派遣可否及び担当するマンション管理士の決定のため、マンション管理士団体に提供しますので御了承ください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

マンション管理士派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあったマンション管理士派遣について、水戸市マンション管理士派遣事業実施要項第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 派遣するマンション管理士

氏 名

電話番号

2 派遣実施日

年 月 日（曜日） 時

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

水戸市長 様

管理組合等名
代表者 役職・氏名
住 所
電 話 番 号

マンション管理士派遣辞退届

年 月 日付け 第 号で決定の通知のあったマンション管理士派遣について、次の理由により辞退したいので、水戸市マンション管理士派遣事業実施要項第7条の規定により届け出ます。

辞退理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

マンション管理士派遣取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知したマンション管理士派遣の決定について、
次のとおり取り消しましたので、水戸市マンション管理士派遣事業実施要項第8条第2項の規
定により通知します。

取消理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

（マンション管理士団体名）

（代表者役職・氏名）

マンション管理士派遣事業結果報告書

マンション管理士派遣事業について、水戸市マンション管理士派遣事業実施要項第 9 条の規定により、次のとおり結果を報告します。

派遣日時 年 月 日 時

派遣場所（所在地）
（管理組合等名）

参加人数 名

相談内容

助言・提案内容

次回利用希望の有無 有 （利用希望時期 年 月頃） ・ 無